会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和5年12月13日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時40分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 広 瀬 義 明

小 堀 良 江 関 口 孫一郎

議 長 中島克訓

傍聴者 川田俊介 市村 隆 森戸雅孝

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政

坂 東 一 敏 内 海 まさかず 小久保 かおる

青木一男 梅澤米満 針谷正夫

氏家 晃 福富善明 福田裕司

大阿久 岩 人 白 石 幹 男

欠席者 委 員 天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 臼 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩 主 査 小 林 康 訓 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産	業	振	興	部	長	櫻		井			茂
教	٦	育	次	ζ.	長	金		井	武		彦
農	業 委	員 会	;事	務局	長	石		Щ	徳		和
商	工	振	興	課	長	佐		山	祥		_
観	光	振	興	課	長	茂		呂	_		則
観	光力	振 興	胡	主	幹	渡		辺	智	恵	子
農	業	振	興	課	長	丸		山			浩
農	林	整	備	課	長	安		彦	利		英
参	事 兼	教育	下総	務 課	長	佐		藤	義		美
参	事 兼	学 核	き教	育 課	長	堀		江	真		哉
学	校	施	設	課	長	或		府	泰		浩
保	健	給	食	課	長	飯		島			彰
生	涯	学	習	課	長	黒		Щ	幸		咲
文	1	ľŁ	誹	Í	長	奈	良	部			満
美	術·	文	学(館課	長	加		茂	浩		史
農業委員会事務局次長						高		久	完		治

令和5年第5回栃木市議会定例会 産業教育常任委員会議事日程

令和5年12月13日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第100号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第101号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第102号 栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第 4 議案第114号 指定管理者の指定について(栃木市勤労者総合福祉センター)
- 日程第 5 議案第115号 指定管理者の指定について(とちぎ山車会館)
- 日程第 6 議案第116号 指定管理者の指定について(とちぎ蔵の街観光館)
- 日程第 7 議案第117号 指定管理者の指定について(栃木市倭町駐車場)
- 日程第 8 議案第118号 指定管理者の指定について(栃木市観光情報物産館)
- 日程第 9 議案第119号 指定管理者の指定について(道の駅にしかた)
- 日程第10 議案第120号 指定管理者の指定について(栃木市岩舟農村環境改善センター)
- 日程第11 議案第121号 指定管理者の指定について(栃木市いわふねフルーツパークセンター)
- 日程第12 議案第122号 指定管理者の指定について(栃木市出流ふれあいの森)
- 日程第13 議案第125号 指定管理者の指定について(栃木市図書館)
- 日程第14 議案第126号 指定管理者の指定について(栃木市文化会館)
- 日程第15 議案第 89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算(第6号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(針谷育造君) ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(針谷育造君) 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表の とおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(針谷育造君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第100号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤参事兼教育総務課長。

○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 改めまして、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第100号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は27ページから29ページ、議案説明書は50ページから53ページまでとなります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の50ページをお開き願います。栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、栃木市立皆川中学校、栃木市立吹上中学校及び栃木市立寺尾中学校を統合し、栃木市立栃木北中学校を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校設置条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、栃木市立皆川中学校、栃木市立吹上中学校及び栃木市立寺尾中学校 を栃木市立栃木北中学校に改めることでございます。

また、参照条文は説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、52ページ、53ペ

ージを御覧ください。左側が現行、右側が改正案となります。別表の改正となりますが、3中学校の統合に当たり、2、中学校の表中、栃木市立皆川中学校、栃木市立吹上中学校及び栃木市立寺尾中学校の名称及び位置を削り、新しく栃木市立栃木北中学校の名称及び位置を追加するものでございます。

また、統合に当たり、関連して栃木市立学校給食共同調理場条例の所要の改正をする必要も生じるため、第2条の名称、位置及び対象学校の表につきまして、栃木市立吹上小学校給食共同調理場の対象学校として、栃木市立吹上中学校を栃木市立栃木北中学校に改め、栃木市立千塚小学校給食共同調理場の対象学校として、栃木市立皆川中学校を削除し、栃木市立寺尾小学校を追加するものであります。また、栃木市立寺尾小学校給食共同調理場は閉所となることから削除するものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の27ページをお開きください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明申し上げましたので、28ページの附則を御覧ください。第1項の施行期日におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。施行期日につきましては、約2年後となりますが、中学校の統合に伴いましては、教職員の配属に大きな影響を生じますことから、県との調整のために十分な期間を要します。

また、学校の統合の際には、統合前後の年に加配教員を配属いただけることが通例であり、その ためには来年度前半には県に対して所定の手続をする必要があり、手続書類としまして、条例改正 の議会の議決証明書を添付することから、今議会で改正するものであります。

また、第2項は、栃木市立学校給食共同調理場条例につきまして、先ほどご説明申し上げました とおり、一部を改正するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

ありませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) おはようございます。ご説明ありがとうございます。先日の議員研究会のほうでも詳細なご説明を頂戴しているところでございますが、やはり心配とされるのが保護者の方々への周知、ご理解というのが第一条件になってくるわけでございます。今回この合併に当たりまして、「皆川中・吹上中・寺尾中学校統合準備会だより」というものが1号、2号と発行されております。その中で、やはり地元の代表協議会ですか、そういった方々から、やはり周知等についても心配をされている声が多くございます。今回、私の手元にございますこの統合準備会だより、こう

いったものがすべからく保護者の手元に届くような状況になっていらっしゃるのかをまずお伺いさせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 統合準備会だより関係につきましては、準備会を開催した後、 その会議内容をお伝えするために発行しているものでございまして、保護者に対しましては、学校 を通じて全員に配付いたしております。小中学校ですね。それとともに、広報とちぎに併せまして 全戸に配布をしているところでございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) そうしますと、保護者の方々、そして住民の方々への周知というのは、そう いった手段できちんとやっていただいているというのは確認をさせていただきます。

心配されるのが、統合に向けての手順もそうなのですが、統合の際におよそどのぐらいの予算規模を想定していらっしゃるのか、もし分かる範囲内で結構でございます。様々な予算が必要とされると思いますが、現状分かっている段階での予算規模をお伺いします。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 予算規模につきましては、詳細なところはまだ確定はしておりませんが、学校を維持するための費用につきましては、寺尾中学校と皆川中学校のほうの予算が、維持管理の分が必要なくなるというところはございますが、スクールバスを運行する予定がございますので、そちらのスクールバスの費用につきましては追加分というふうになってくるところでございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) スクールバスの予算等につきましては、ほかの事例を参考にしながらおおよその見当はつくところでございますし、とはいえ結構広い範囲になってまいりますので、詳細な状況をその都度教えていただければと思っております。今回、推移を見ていますと、制服の統合ですとか校章の統合ですとか、丁寧に進めていただいているのが見てとれますので、その点については心配をしておりません。

その点については心配をしておりませんが、では教育委員会自体はどうなのかなというのが逆に 心配というか、どういったご意見が出ているかなとちょっと邪推をさせていただくところでございますが、1つの例を申し上げますと、10月27日、教育委員会定例会議が行われたところでございます。そこで、この議題が出ております。どのような意見が委員の方々から出るのかなと思っておりましたら、案の定また秘密会でございまして、委員の方々の意見というのが何一つ公表されていることがございません。しかしながら、全員賛成ということになっております。ただ、全員賛成でございますが、青木教育長を除く6名中4名の方が出席をされておりまして、2名の方が欠席をしているような状況でございました。残りの2名の方々からの意見の聴取というのはなかったのか。そ

して、なぜこの統合についてが秘密会になったのかお伺いできればと思うのですが、大丈夫でしょ うか。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) この件につきまして、教育委員会のほうでも当然審議をいただいたところで、ご承認をいただいたところでございます。10月27日、たまたま欠席者が出ておりますが、体調不良等で欠席等もあったわけですが、その後、必ず教育委員の方には議事録をお送りしておりまして、こういった会議が行われたということでご報告等はさせていただいておりますので、その中で確認はいただいているというところでございます。

また、研究会関係につきましては、口頭でその内容をお伝えして確認をいただいておりまして、 その次の会議のときにご意見等あればいただくというシステムを取っておりますので、そういうこ とで欠席者の方にも十分にご説明はしているところでございます。

それと、これが研究会のほうでの審議をいただいたということにつきましては……

〔「研究会じゃない」と呼ぶ者あり〕

- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 名称についてはそうで、その後は……秘密会議ですね、申し訳ございません。秘密会議ということで進められたというところにつきましては、議会のほうに説明前に学校名を公表してしまうようなことになってしまうというところがありまして、こちらのほうにつきましては秘密会議ということで対応させていただいたところでございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 学校名等については、秘密会にした理由というのが議会、議員への説明をこれからするという予定であるということで秘密会にしたということでございますが、例えば学校名を除いたところで、ほかの教育委員の方々からどういったご意見が出されているのかというのは、我々からしても注視をすべきところでございまして、ぜひその辺は出していただきたかったな。議事録を後で欠席委員にはお届けするということでございますけれども、その議事録には秘密会の内容、ほかの委員の出されたご意見というのも載っている議事録なのでしょうか。我々が拝見できる議事録というのは、秘密会については一切文言が明記されてございません。どのような議事録がほかの教育委員、お休みになった教育委員にはお届けされているのか教えていただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 教育委員に対しての議事録関係につきましては、質問等、そういったものにつきましても全て書いたもので確認をいただいております。ただ、研究会につきましては、議事録には残らないような形になります。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 例えばもう既に研究会等で栃木北中学校という名称は公表されているわけで ございます。であるならば、もう秘密会で発言された内容等についても、ホームページ等での公表

がなされてしかるべきだと私は思うのですけれども、今後もそういったものの議事録の公表はしないという姿勢でよろしいでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 議員との関係もございますので、公に公表できる、できないというもの、また今委員のほうからお話があった部分開示という部分もあるかとは存じますので、 議案によってはそういった部分開示的なものは今後検討していきたいというふうに考えております。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) この後議案にも上ってまいります指定管理者制度の資料等についてもそうなのですけれども、あまりにも不明な部分が多いまま我々に採択をしろ、審議をしろと言われましても、そのデータがあまり少ないと我々も非常に審議しづらい。そういった点からも、議会にはある程度の情報開示を求めたいと思います。これは強く要望させていただきたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) ほかに。 小堀委員。
- ○委員(小堀良江君) 寺尾小学校の給食共同調理場が閉所になるということで、千塚小学校の共同 調理場を使用するということになりますけれども、寺尾小学校の調理場は新しいということで、ど のぐらいの違いがあるのか。千塚小学校と寺尾小学校の共同調理場において、どのような違いがあ るのかをお聞きしたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答えいたします。

寺尾小学校の給食共同調理場につきましては、平成12年に開設したものでございます。千塚小学校の共同調理場につきましても平成12年開設ということで、開設年度は同じとなっております。現在、寺尾小の共同調理場では133食、給食を提供しているわけですが、今度千塚小学校の共同調理場へ寺尾小分が行きますと、千塚小学校の共同調理場では全部で352食の提供となります。千塚小学校分と皆川城東小学校分、それと寺尾小学校分ということで352食の給食の提供をすることになりますが、寺尾小学校で作っていた給食と変わらなく、問題なく提供できるというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 小堀委員。
- ○委員(小堀良江君) そうすると、設備上は何ら変わらないということで理解してよろしいという ことでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) そのとおりでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 小堀委員。
- ○委員(小堀良江君) そうすると、寺尾小の共同調理場の今後の使用はどういうふうになるのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) 寺尾小の共同調理場につきましては、設備等まだ使えるものもあるかと思いますので、ほかの共同調理場のほうへ回せるものは移設をしたいというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 共同調理場の件でちょっとお聞きしたいのですが、吹上共同調理場、最近できましたよね。この吹上共同調理場で統合してできなかったものかなという素朴な疑問なのですが、いかがでしょうか。千塚小の共同調理場と寺尾小の部分まで一緒に吹上でできなかったのかなと素朴な疑問なのですが。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答え申し上げます。

吹上小学校につきましては、令和3年に開設しておりますが、吹上小学校の共同調理場は、調理可能数が700食ということで調理場自体がなっておりますので、そこら辺を考えますと、どうしても吹上小学校のほうに寺尾小学校を入れるというのはちょっと難しいという判断で、吹上小と千塚小に小学校と中学校を分けて提供するというふうな形を取っております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 吹上小の共同調理場は700ということなのですが、寺尾小の分が入って、 千塚小のほうが合わせて352食ということで、そうすると合わせて、今現在、共同調理場、吹上小 と、今度統合される新しい共同調理場は合わせて何食になりますか。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答えいたします。

現在吹上小学校につきましては、吹上小学校と吹上中学校の給食を提供しております。568食提供しているわけですが、今後吹上小学校では吹上小学校と栃木北中学校で701、現在の児童生徒数、 先生の分も含めまして701食という形で想定しております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) やはり350ほど現在で足らないということで、2つは致し方ないのかなという思いはしますけれども、まだ寺尾小学校の給食共同調理場、本当につい最近できたばかりです。

本来であれば、そういう予定とか可能性があるのであれば、本来からいえば北部地区の共同調理が 1か所でできるような形にしていただければよかったなと思います。執行部側ではなかなかそれを、 吹上の共同調理場を造るときに、そこまでの我々議会側に説明はできなかったのかなとは思います けれども、安全性、効率性ということを考えるのであれば、千塚小と吹上小、そんなに離れている わけではございませんので、本当はそういった形でできればよかったかなと思います。意見でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 関連でございます。邪推かもしれませんが、実は先ほど申し上げた統合準備会だよりの中に、吹上中学校に統合するのだけれども、ただし将来的には新たな学校用地を確保し、新校舎を建設をするということが明記されているわけでございます。これは最初そこまでの考えはなかったのですが、将来的に吹上中学校をどこかに移転、新しい校舎を建設する際に給食調理場等についても統一したものを造られる、そこまでの構想を持っての今回のお話だったのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 佐藤参事兼教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(佐藤義美君) 中学校の、将来的には新しい新校舎のほうの建築という点に つきましては、土地等の問題もございますので、今後栃木西部地域につきましても小学校の統合等 が考えられるということで、そこら辺と併せて新しい新校舎の建築は考えていきたいというふうに 考えているところでございます。その際に、調理場関係も、小学校の統合となれば、1か所でまと めてということも考えられるかというふうに考えております。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。 小太刀委員。
- ○委員(小太刀孝之君) 共同調理場のお話にまた戻ってしまいますけれども、現在3か所から2か所にするというところで、そこで調理されている方々の雇用の問題、3か所から2か所になるというところで人数がどう変化するのか。また、2か所に変更することによって輸送コストは上がると思うのです。そういったところをどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答えいたします。

現在調理場につきましては、民間のほうへ委託しているわけですが、当然寺尾小学校の共同調理場がなくなることによって、委託先が1つ減るわけですが、今後新しく統合いたしますと食数も増えますので、そういったところで何名かは調理員の数が若干増えるかなというふうな予想はしておりますが、そこら辺についてはまだ現在どのような形で調理業務委託をするかというところまでは、すみません、まだ定めておりません。

以上です。

○委員長(針谷育造君) 小太刀委員。

- ○委員(小太刀孝之君) 現在の業務委託先というのは、全て違う場所に委託されているということではなくて1か所なのでしょうか、お伺いいたします。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答えいたします。

現在吹上小学校と寺尾小学校は同じ業者でございます。千塚小につきましては違うところということで3校で2業者となっております。

以上です。

○委員長(針谷育造君) ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了したいと思います。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 省略でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

[執行部退席]

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第2、議案第101号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給 与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長(堀江真哉君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました 議案第101号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書30ページ、議案説明書54ページをお開きください。

まず、議案説明書54ページを御覧ください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家

公務員の給与改定に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正が上程されているところでありますが、栃木市教育委員会が任用している栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でありますが、市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げることでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案説明書の56ページを御覧ください。別表第1の給料表の引上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために、給料表の水準を引き上げ、改定するもので、県の教育職給料表2に準じております。今回の改定で1万2,800円から3,400円程度の引上げになります。また、これに併せて期末勤勉手当につきましても、4.4月分が4.5月分に引き上げられます。これによる影響見込額でございますが、現在市費負担教職員が5人おりますので、合計102万3,000円になります。

では、恐れ入りますが、議案書30ページを御覧ください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、 給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものというものでございます。制 定内容につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

次の31ページから33ページにかけましては、改正した給料表が掲載されております。

また、33ページ下から34ページにかけては、附則として施行期日等、給与の内払いが定められて おります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 説明が終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いしたいと思います。

質疑ございますか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) なかなか皆さん、一番最初に手を挙げるのをはばかっていらっしゃるようなので。改正の内容、そして現状等については理解をいたしましたし、条例制定自体には何ら異論もないのですが、関連としてちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

先ほどの議案でも申し上げましたが、10月27日の教育委員会定例会におきまして、これは教育長の報告の中で、現場では10名の欠員があるという記載がございました。多分次長、課長ともご同席されていたのかなということで、まだ記憶に新しいところだろうと思うのですけれども、栃木市の教育現場において、教職員が10名も欠員しているという、その現状をなかなか埋める手段がないのも同義だと思います。市費負担教職員を増員することによって、そういった現状を打開するというような意見というのは現状出ていないのでしょうか。

○委員長(針谷育诰君) 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長(堀江真哉君) 県費の職員が10名ほど欠員しているのはそのとおりでございまして、それにつきましては、県費ということもありまして、県の教育委員会のほうにその任用のほうをお願いしているところでございます。また、市費負担教職員につきましては、複式学級の解消のために配置をしているところでありまして、こちらにつきましてもなかなか任用のほうが厳しい状況であるところではありますが、何とか人員を確保している状況でございます。県費の教員につきましては、県のほうにこれからもお願いして、何とか学校のほうが困らないようにつけていっていただけるようにということでお願いを続けていきたいと思っております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 複式学級等に市費負担のというのは、これはもう存じております。しかしながら、県費職員が10名足りないという現状でございますし、それが、では来年度すぐさま解消するかといえば、恐らくないであろうと私よりも担当所管のほうがよくよくご存じだと。ということは、栃木市の児童生徒の教育に支障が出かねないという、この現状をこのまま放置しておくのはいかがなものかと。であれば、当面の手当てとして、苦しい財政状況の中でも、栃木市教育委員会はそういった方向性で手当てをしていくのだ、市費負担をしても教育現場、これを改善していくのだという姿勢が私はぜひ欲しい。強く県のほうに要望、要請をしていくのは当然でございますけれども、県が動かないのであれば致し方ないところで、市で何とか補填をしていただけないかと要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

[執行部退席]

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第3、議案第102号 栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長(加茂浩史君) 美術・文学館課です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第102号 栃木市立美術館条例及び栃木市立文学 館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案説明書の62ページをまずお開きください。提案理由でございますが、栃木市立美術館及び栃木市立文学館の観覧料に年間観覧料を設けるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、それぞれ条例第7条の別表第1に定めます観覧料の区分に年間観覧料を加えることでございます。

では、詳しくは新旧対照表にて説明させていただきますので、議案説明書の64ページと65ページをお開きください。まず、美術館条例の一部改正についてでありますが、現行、別表第1の区分の収蔵品展と企画展を、改正案では「1日観覧料」としてまとめ、新たに「年間観覧料」を追加いたします。現行「観覧料」とあるのを、改正案では「金額」としまして、年間観覧料を「1人につき3,000円」とするものです。3,000円の根拠としましては、今後当美術館は、年間4回の企画展を開催していく予定です。1回の企画展の観覧料を800円とする予定ですので、それぞれ4回の企画展を全て見ると3,200円となり、年間観覧券を購入するほうがお得になるよう設定をいたしました。

次に、備考でございますが、現行にあります備考2から4につきましては、改正案にありますように、備考2の1日観覧料については、次のとおりとするとして、アからウとし、新たに3としまして年間観覧料の説明を追加しております。年間観覧料とは、当該観覧料を納付した日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく収蔵品展及び企画展を観覧することができる観覧料をいうというふうにしております。

次に、66、67ページをお開きください。文学館条例の一部改正についてでありますが、改正内容は、ほぼ美術館条例と同様ですので、同じ改正部分の説明は省略させていただきます。

文学館の年間観覧料の金額ですが、「1人につき600円」とするものです。600円の根拠としましては、今後当文学館は年間2回の企画展を開催していく予定です。1回の企画展を観覧料330円とする予定ですので、それぞれ2回の企画展を見ると660円となり、年間観覧券を購入するほうがお得になるよう設定いたしました。

それでは、議案書36ページをお開きください。議案文でございますが、別表第1に年間観覧料を 1人につき3,000円というものを追加するものでございます。

続きまして、37ページになりますが、こちら文学館のほうの条例改正でございまして、別表第1 に年間観覧料1人につき600円を追加するものでございます。

以上、栃木市立美術館条例及び栃木市立文学館条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

雨宮委員。

- ○委員(雨宮茂樹君) 説明ありがとうございます。年間パスポート的なものだと思うのですけれど も、こちらは今現在、観覧するときにチケットを購入すると思うのですけれども、年間のパスポートに関しても、要は紙のパスポートで、例えばほかの人が使えないとか、そういうような仕様があ るのかとか、そういったところをちょっと詳しく教えていただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) お答えします。

今のところ考えていますのは、こういうカードのようなものを考えております。そこに顔写真または生年月日等を入れさせていただいて、本人確認を取れるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 雨宮委員。
- ○委員(雨宮茂樹君) ありがとうございます。そうですね。ほかの方が使えないようにするというのはもちろんなのですが、1年間、まちの中を、例えばこの辺に来たときに、ちらっと寄っていこうかなということも考えられて、それを持っていないと入れないということになってしまうのかなというふうに思うのですけれども、できれば、例えば携帯に入れておけるようなものとか、電子版のものがあれば、携帯を持っていればいつでも入れるような状況になっているとありがたいのかなと思うのですが、その辺の検討のほうはいかがでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) 確かに委員がおっしゃるとおり、大変便利なものだと思います。 ただ、今回はちょっと紙ベースで最初やらせていただいて、ちょっとニーズを調べて、もし多ければ、その辺は検討していきたいと思っております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 雨宮委員。
- ○委員(雨宮茂樹君) ぜひよろしくお願いいたします。 以上です。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。 小太刀委員。
- ○委員(小太刀孝之君) ご説明ありがとうございました。今の人数が増えたらいろいろ施策を展開するというふうなお話ございましたけれども、おのおの3,000円と600円ということで年間観覧料を設定して、想定される年間登録者は、どれぐらいの数になるのを想定されていますか。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) 今のところ、我々50人から100人程度の申込みがあるというふうには想定をしているところでございます。
- ○委員長(針谷育造君) よろしいですか。小堀委員。
- ○委員(小堀良江君) 中学生以下は無料ということなのですけれども、高校生になると部活動等とかでいろいろ美術館を回ったりする方たちもたくさんおられるのかなというふうに思うのですが、 高校生の利用状況というのは把握しておられるのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) お答えします。 申し訳ありません。高校生の分は有料になりますので、大人と同じような扱いで、高校生としてのカウントはしてございません。

以上です。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 小堀委員。
- ○委員(小堀良江君) 要望になるのですけれども、今後高校生の利用等、年間を通して何回も利用 していただくようなことを考えれば、免除制度があってもいいのかなというふうに思いますので、 ぜひ前向きな検討をしていただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 要望でよろしいのですね。
- ○委員(小堀良江君) はい。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 単純な質問で申し訳ないのですが、例えば美術館に関しては、今まで1日 に2,200円を超えない範囲の企画展ということでございます。ただいまの説明の中では、年4回で 800円だということなのですが、ではなぜここが2,200円になったのかなと。単純な疑問なのですが、

お伺いをしたいと思います。

- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) 企画展ごとに金額を設定するというふうにしておりますので、 上限を2,200円というふうに定めさせていただいております。なので、企画展の内容によっては、 例えば先ほど年4回をそれぞれ800円で行いたいというふうにお話ししましたが、内容によっては 1,000円ということも今後考えられる可能性はあるのですけれども、当面というか、今後800円で統 ーしていきたいなというふうに考えております。
- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 当面は800円でいきたいということなのですが、当然美術館ですから有名 な芸術家の方々とか高価な美術品を集めて企画展をやるということになれば、当然上限の2,200円 という部分が必要になってくる可能性もあろうかと思うのです。だから上限設定していると思うのですけれども、その場合には、この年間パスポート的なものはどういった考え方でやられるのかお 伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) 今回3,000円ということで金額を確定して決めさせていただきました。考え方としては、年間800円で4回やると3,200円なのでお得感を出して3,000円ということでありました。今後特別な、例えば有名な作品を持ってきて、企画展分の上限が2,200円になっていますので、そこが上がった場合は、ちょっと年間のほうにつきましては、当面は3,000円でいきますけれども、額の変更についてももしかしたら検討していくような感じで考えております。
- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) ある部分アバウトな形でこれからやっていくよという形なのですが、その 辺を市民の方々に分かっていただけるような、今後説明はしていただきたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 要望でいいですね。
- ○委員(関口孫一郎君) 要望です。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今回の改正等についても、目的は来館者の増員ということが目的で行われているのだと思います。例えばですが、この条例を制定されて、年間パスポートと言っていいのかどうかあれですけれども、そういったものが行われて、所管課としては来館者数の目標設定というのをどの辺に考えていらっしゃるのでしょう。
- ○委員長(針谷育造君) 加茂美術・文学館課長。
- ○美術・文学館課長(加茂浩史君) お答えします。

美術館の来館想定数は4万人ということで想定をさせていただいておりますが、今回この年間の 観覧券を設けることで、200人から400人の増加は見込んでいるところでございます。 以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 先ほど購入者が50人から100人は購入されるだろうということで、それを掛ける4倍にすれば、企画展を4回やればそのぐらいの人数は増えるだろうということでしょうけれども、条例を改正してまで行う人員増がその程度というのは、非常に寂しい話でございます。研究会のときも申しましたけれども、美術館と文学館を別個にするのではなくて、同一のパスポートをつくるとか、市内近隣の史跡と言っていいのか、そういった来館が見込める場所も含めてのパスポートにするとか、幅広いやり方があるかと思うのです。なぜ今回これで止まってしまうのかなと。今後そういったものについて広げて、観覧ができる場所を広げていくというような考えはお持ちでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 金井教育次長。
- ○教育次長(金井武彦君) 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

確かにいろんな施設が市内にもございますし、そういったところと連携をしたチケットも検討したところでございます。ただ、美術館の場合、年間365日ございますけれども、うち200日ぐらいが開館の日数となりますので、他の観光施設等と開館日数にちょっと開きがあったりと、また観光目的なのか、それとも美術館だけを目的にしているのか、その辺の目的も若干性質上変わってくるかなというふうなところを感じているところでございまして、その辺については将来的な課題というふうに捉えているところでございます。美術館といたしましても、市民の皆さんに優れた美術作品を観覧いただくことで、生活に潤いを与えたり、あとは市ゆかりの作家の作品を見ていただくことで郷土愛等の醸成を図ったりというふうなことで、大変本市の魅力を発信する施設としては有効な施設というふうに捉えております。美術館にお金を払って行くという習慣づけというのですか、そういったものをまず市民の皆さんに植えつけさせていただいて、その上で来館者数をさらに増やしていけるような企画展を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければありがたいかと思います。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今の答弁で、観光か、何か別の目的で利用するのだという話がありましたけれども、観光で年間観覧券を購入する人はまずいませんよ。栃木市民向けに私はこれを提供するのだと思っています。それを考えれば、今日あそこが休みだから、その購入は控えようということはあります。違う日に行きます。行きたいなと思ったその日にやっているところに、郷土愛を高めるために行けるよと。栃木市から輩出された芸術家の作品を見ようよと。あそこの名所を見ようよ。それが一回お金を払えば、いつ何どきでも無料で見ることができるというのが本来のサービスであり、来館客数を増やすための施策であると私は思います。ぜひそれは前向きに検討していただいて、

来る方の利便性を第一に考慮した改正を次回はお願いさせていただきたい。

もう一つ、これは要望になるのですけれども、本来美術館も文学館も、そこにある作品が目当てでお客さんは来るのです。値段を下げるのも結構でございますが、年に4回の企画展、文学館だったら年に2回ですか、のみならず通常から作品の入替えとか、そういったものを小まめに行い、また行ってみたいと思わせるような意欲をかき立てることこそが本来の目的であろうと私は思います。企画展、期待はしております。どのような作品が並ぶのか、好きな方は本当に楽しみにしていらっしゃると思いますので、本来の目的を第一に考えた運営をお願いできればと思っております。

○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

(午前10時55分)

○委員長(針谷育造君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第4、議案第114号 指定管理者の指定について(栃木市勤労者総合福祉センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐山商工振興課長。

○商工振興課長(佐山祥一君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案 第114号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は55ページ、議案説明書は95ペ

ージでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の95ページを御覧ください。提案 理由でございますが、栃木市勤労者総合福祉センターの管理を行う指定管理者に、シダックス大新 東ヒューマンサービス株式会社を指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというも のでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書55ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市勤労者総合福祉センターであります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3、名称は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者は、代表取締役、山田智治であります。3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はございますか。

広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) ご説明ありがとうございます。今回栃木市勤労者総合福祉センターの指定管理ということで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、この会社って、俗に言うPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップに特化した会社でございまして、全国各地で様々な事例を手がけている会社でございます。研究会等で頂いた資料を拝見しますと、非常に高評価で、それが公募外につながっているということなのですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、なぜこの栃木市以外の事業所にまで門戸を広げて公募を、まず最初のときに行ったのか。結構本社が栃木市内ですとか、営業所が栃木市内ですとか、そういった制約がついている部分が多いのですけれども、この指定管理を募集するのに当たって、それを除外した理由をお伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 佐山商工振興課長。
- ○商工振興課長(佐山祥一君) この施設の指定管理につきましては、平成18年度から始まっております。当時は大新東ヒューマンサービス株式会社ということでの業務委託から始まった施設で、5年間指定管理、その後、平成23年から5年間の指定管理と。その後、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に名称が変わりまして、さらに5年間ということで15年間の指定管理を続けてまいりました。現在も優良の指定管理制度ということで行っているわけでございますけれども、委員のおっしゃる、平成18年当初にどのような形で公募してきたのかということにつきましては、ちょ

- っと現在手元に資料がございません。大変申し訳ございませんけれども、これにつきましてはちょっと後ほどお知らせしたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) おおよその理由の察しはつくのですけれども、確かに15年間大きな問題もなく、委託から始まり指定管理を進めてこられた。ただ、やはり私の考えなのですけれども、ある程度どこかで緊張感というか刺激というか、そういったものを持っていただくためにも、一度公募というのをやっていただいたほうがいいのではないか、そういうふうに考えますが、このまま高評価が続いたとして、この指定管理委託先はずっと公募外で行おうというお考えなのでしょうか、お伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 佐山商工振興課長。
- ○商工振興課長(佐山祥一君) この優良指定管理者制度につきましては、3回までという形になっております。したがいまして、今回行った後は、もう一度、状況がよければ優良という形になるわけでございますけれども、その後につきましては、この優良指定管理者での取扱いというのができなくなりますので、公募なりの対応になるかというふうには承知しております。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 私、この指定管理者に文句をつけるということは別にないのです。提出いただきました申請書、これを見ますと、きちんときちんと年度ごとに把握をされて、金額の記入をされているのが見てとれますので。ただ、それを取り巻く環境があまり、言い方が悪いのですけれども、じっこんになり過ぎますと要らぬ臆測を招く危険性もはらむわけですので、ぜひそういった面も考慮いただいて運営に当たっていただきますよう要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) 佐山商工振興課長。
- ○商工振興課長(佐山祥一君) ありがとうございます。先ほど私がお答えしました更新連続3回というふうなお話をさせていただきましたけれども、訂正させていただきます。連続2回までということでございます。大変失礼いたしました。
- ○委員長(針谷育造君) ほかに。 雨宮委員。
- ○委員(雨宮茂樹君) 説明ありがとうございます。私も地元なので、ここの施設は使わせていただくこともございます。隣に泉寿園があって、駐車場は一緒のところを使っているのかなというふうに思っていまして、駐車場に関する、私のところに要望とかが結構あったりします。高齢者等が使う施設も隣にある中で、身障者、また高齢者に対する駐車場が少ないというところで要望が来ておるのですが、ここの駐車場に関しての管理というのはどこがやっているのですか。
- ○委員長(針谷育造君) 佐山商工振興課長。
- ○商工振興課長(佐山祥一君) 駐車場につきましては、勤労者総合福祉センターのほうの区域の場

所ということで、それぞれ分けてやっているものと承知しております。なお、駐車場の区画がちょっと狭いのではないのかというふうなご要望をいただいたということは承っております。

- ○委員長(針谷育造君) 雨宮委員。
- ○委員(雨宮茂樹君) そうですね。駐車場に関して少し見直しを、もし可能であればしていただきたいというのと、もう一点、これは要望なのですけれども、この勤労者総合福祉センターのホームページを見て、位置関係の地図が載っているのですけれども、簡略図が載っていて、それを見て来ようとすると、ちょっと北側の細い道路を通って入るようにというような位置図になっているのです。なので、西側に大きい通りがありますので、そちらから入れるような地図にちょっと改定をしていただければというふうに思います。これは要望です。お願いします。
- ○委員長(針谷育造君) 佐山商工振興課長。
- ○商工振興課長(佐山祥一君) ご指摘ありがとうございます。指定管理者と相談した上で、適切な 対応を取りたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第114号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部は退席して結構でございます。

[執行部退席]

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第5、議案第115号 指定管理者の指定について(とちぎ山車会館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長(茂呂一則君) こんにちは。それではご説明させていただきます。ただいまご上程 をいただきました議案第115号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は56ページ、議案説明書は96ページであります。

まず初めに、議案説明書の96ページをお開き願います。提案理由でありますが、とちぎ山車会館 の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもので ございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の56ページをお開きください。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、とちぎ山車会館でございます。2、指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在いたします一般社団法人栃木市観光協会、会長、荒金憲一であります。3の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) この指定管理についても、申請内容等きちんと金額のほうは上がっておりまして、運営内容等についても異論はないのです。ただ、1つだけちょっと言わせていただければ、私の手元に頂いた資料、申請内容でございますが、金額欄を除くと見事なまでに黒塗りでして、この金額が一体どのような内容で使われたのかが全く分かりません。これ冒頭で申し上げるべきでしたが、この山車会館の指定管理については、見事なまでに全部真っ黒でございまして、言いたくありませんけれども、これで審議をしろというほうがむちゃだなと私は思っております。金額だけで推測でいろいろやらせていただきましたけれども、それについても今後改善を願えればと思っております。それについて答弁を求めても何かと不都合があるかと思いますので、要望とさせていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第6、議案第116号 指定管理者の指定について(とちぎ蔵の 街観光館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長(茂呂一則君) 引き続きよろしくお願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第116号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は57ページ、議案説明書は97ページでございます。

初めに、議案説明書の97ページをお開き願います。提案理由でありますが、とちぎ蔵の街観光館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の57ページをお開き願います。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、とちぎ蔵の街観光館でございます。2、指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在いたします一般社団法人栃木市観光協会、会長、荒金憲一であります。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いします。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) 1人でしゃべっていると寂しいので、どなたか追随していただけるとありがたいと。とちぎ蔵の街観光館、これは観光協会の重要な施設でございまして、私も時折訪れさせていただいておりますけれども、今回の指定管理料、提出された資料によりますと、来年度が967万1,000円、その次が981万3,000円、3年目が995万5,000円、3年間で2,943万9,000円となっており

ますが、今年度当初予算で、たしか1,101万8,000円と予算書のほうでは計上されております。随分値段が下がったなという印象なのですが、それについては何か理由、もしくは事業所の努力というものが存在するのでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 茂呂観光振興課長。
- ○観光振興課長(茂呂一則君) 観光館管理運営委託ということで、令和5年度の、ちょっと予算書が手元にございませんので、令和4年度の決算書で……ありがとうございます。そうですね。指定管理料は1,101万8,000円ということで予算には計上されているところです。その差額ですけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど確認した上で回答したいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) では、それを待つということで。

〔「後ほどの回答とし、進行してしまって結構でございます」

と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第7、議案第117号 指定管理者の指定について(栃木市倭町 駐車場)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長(茂呂一則君) 引き続きよろしくお願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第117号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は58ページ、議案説明書は98ページであります。

初めに、議案説明書の98ページをお開き願います。提案理由でありますが、栃木市倭町駐車場の 指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるものでご ざいます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の58ページをお開き願います。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市倭町駐車場であります。2、指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在します一般社団法人栃木市観光協会、会長、荒金憲一であります。3、指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) 度々恐れ入ります。倭町駐車場でございますけれども、資料を拝見しますと、 令和6年から令和8年まで全て同額の経費、各項目とも全部同じでございます。しかしながら、本 年度当初予算で上がっておりますのが99万5,000円ということで、若干の差異が見られる。本年度 と来年度で多少なりとも差異が見られるのに、なぜ6年、7年、8年と同額のものなのか。今まで ご説明いただいた指定管理の申請内容については、すべからく年度ごとに金額が変わっております。 若干ながら上昇しております。それは人件費の上昇率ですとか、水道光熱費等の上昇率とかも勘案 した上での数字だということで、私今まで審議を進めてまいりましたけれども、3年間同額という のは、本来であればあり得ないのではないかというふうに感じますが、これを採用された執行部の ほうの見解を伺えればと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 茂呂観光振興課長。
- ○観光振興課長(茂呂一則君) 倭町駐車場につきましては、歳入の部分で金額がある程度決まっておりまして、なかなか他の施設とは違って自主財源の確保が難しいということもありまして、観光客の入り込みにもよって若干の差異はあるところではございますが、それほどまでに上下が起きないというところと、また歳出につきましては、人件費上昇分を見込んで、それと駐車場の、コロナ収束後の増加分を見込んで3年間同額としたものでございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今の説明で了解をすることにしたいと思いますが、もう一つ質問させてください。

今、人件費云々ということでお話等ございましたけれども、実はこの指定管理、人件費という項

目が存在しません。全部恐らく委託をされているのだと思うのですが、そういった解釈でよろしい のでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 茂呂観光振興課長。
- ○観光振興課長(茂呂一則君) そのとおりでございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 一般的に我々民間の中では、そういったものを俗に丸投げと言います。指定 管理を受けておきながら、その業務を全て丸投げをするというのは、これは指定管理公募外で認定 をするに足るだけの資質を持ち合わせたやり方だというふうにお考えでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 茂呂観光振興課長。
- ○観光振興課長(茂呂一則君) そうですね。広瀬委員おっしゃるとおりで、ちょっと今後はその表記内容、あと人件費含めた関係は検討していければなと考えております。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 委託料のところも説明が塗り潰されているので分かりませんけれども、恐らくまちなかで活性化をお願いしている団体ですとか、そういった方々があそこの管理をされている。 そういった団体への依頼ということで、言い方を換えれば観光協会の人間が今さら手は出せない、 もしくは出しづらい状況になっているのだと推察はさせていただきます。ただ、やはり監督責任が あるのが観光協会ということであれば、体制を変えなくても結構でございますけれども、何かしらの関与が認められるような、そんな申請内容にぜひ変更を願えればと思っておりますので、これも 要望とさせていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第117号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第8、議案第118号 指定管理者の指定について(栃木市観光情報物産館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長(茂呂一則君) ただいまご上程をいただきました議案第118号 指定管理者の指定 についてご説明申し上げます。議案書は59ページ、議案説明書は99ページでございます。

初めに、議案説明書の99ページをお開きください。提案理由でありますが、栃木市観光情報物産館の指定管理者に株式会社ファーマーズ・フォレストを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の59ページをお開き願います。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市観光情報物産館でございます。2の指定管理者に指定する団体は、宇都宮市新里町丙254に所在します株式会社ファーマーズ・フォレスト、代表取締役、松本謙であります。3の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いしたいと思います。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部は退席して結構です。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第9、議案第119号 指定管理者の指定について(道の駅にしかた)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長(丸山 浩君) どうぞよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました 議案第119号 指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書は60ページ、議案説明書は100ページでございます。

初めに、議案説明書100ページを御覧ください。提案理由でありますが、道の駅にしかたの指定 管理者に株式会社ニックスを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文の説明は、省略させていただきます。

次に、議案書60ページを御覧ください。本件は、道の駅にしかたの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1として指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅にしかたでございます。2、指定管理者に指定する団体は、所在地、埼玉県狭山市入間川四丁目25番3号、名称、株式会社ニックス、代表者は代表取締役、荒井英郎であります。3の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) ありがとうございます。道の駅にしかたさん、これは非常に指定管理者もかなり優秀でして、指定管理料が今年度予算でも320万円、そして申請にありました向こう3年間の管理料も320万円ということで、非常に安価で済んでいるどころか、栃木市への返却をする金と言っていいのか、市への納付金ですか、これが毎年1,000万円ということで、非常に優秀な指定管理になっているわけでございます。ですから、指定管理自体に一切異を唱えるつもりはないのですが、ちょっと確認をさせていただければと思います。先ほどご説明のありました株式会社ニックスさん、狭山市入間川ということでございました。ところが、この狭山市入間川にあるのはニックスのレストラン事業部でございまして、株式会社ニックス自体は、同じ狭山市でも鵜の木10−42というとこ

ろに所在しております。ちょっと見ますと、レストラン事業部がこの入間川にあるのだろうなと。 ということは、ニックスさんのレストラン事業部が入間川であって、代表の方がいらっしゃるのは 鵜の木のほうの住所になるのではないかと思います。その辺が私も事実確認が取れておりませんで、 どちらが本来で正式なのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

恐らく広瀬委員さん、ホームページ等で今の鵜の木の住所をということかと思います。こちらにありました入間川の住所につきましては、委員さんおっしゃるとおり、レストランがあるところでございます。ただ、このニックスにつきましては、そもそもレストラン事業から始まった会社でありまして、当時本社としましては、そちらのレストランの場所、入間川の住所で創業されました。実は、2016年に、今お話のあった鵜の木の住所のほうに本社機能を移転したというようなことになります。ずっと今の入間川のほうで本社としてやっておりましたが、2016年にほかの家屋を取得しまして、そちらに本社機能を移したということになってございますが、法人登記上の住所、本店の所在地といたしましては、当初の本社、入間川の住所をそのままの形で使われているというようなことになってございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) これも確認なのですけれども、栃木市としまして指定管理業務の契約を結ぶに当たり、そのような、要するにまだ本社の所在を法的には移していないというままだと思うのですが、後々何か問題が出てくる可能性というのはないということでよろしいのですね。
- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) 登記上の本店につきましては、法的に本社という規定はございませんで、主たる事業所というか、建物の所在地ということになっております。指定管理につきましては、申請の際に登記簿ですね、法人の登記簿を確認しておりますので、登記簿上の住所ということで、こちらの住所で問題ないと考えております。

以上でございます。

○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第10、議案第120号 指定管理者の指定について(栃木市岩舟 農村環境改善センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長(丸山 浩君) 引き続きよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第120号 指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書は61ページ、議案説明書は101ページでございます。

初めに、議案説明書101ページを御覧ください。提案理由でありますが、栃木市岩舟農村環境改善センター、通称こなら館という名前で呼んでおりますが、こちらの指定管理者に株式会社観光農園いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文の説明は、省略とさせていただきます。

次に、議案書61ページを御覧ください。本件は、栃木市岩舟農村環境改善センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、 栃木市岩舟農村環境改善センターであります。2、指定管理者に指定する団体は、所在地、栃木市 岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者は代表取締役、大栗崇司であり ます。3の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) まず最初に、今年度の当初予算に、この指定管理料の計上がされているので

しょうけれども、説明欄に載っていないような気がいたします。もし載っているようでしたら金額 等をお教えいただければと思います。

- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) ただいまのご質問にお答えいたします。

当初の予算書のほうに施設の記載が説明欄にないということでございます。こちら予算計上につきましては、こちらは予算事業名がむらづくり施設管理運営委託事業費というような名称になっています。記載につきましては、6款1項3目農業振興費の中にございますが、むらづくり施設管理運営委託事業費として、ただいまご上程させていただきました岩舟農村環境改善センター、それとこの後にご説明させていただきますいわふねフルーツパークセンター、この2施設が条例上、先ほど申し上げましたむらづくり施設管理運営委託事業費、条例と同じような名前で載っているということになりますので、2施設が合計してこちらに上がっているということになります。ご指摘のとおり、施設名としてはちょっと載っていないのですが、そのような状況になってございます。以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 了解いたしました。確かにこの2つの金額を足しますと、来年度からの委託 費とほぼ一致しますので、それについては了解をいたしました。

では、その内容についてお伺いをさせていただきたいと思います。岩舟農村環境改善センターの 指定管理者導入に当たる申請書の中に、金額でいいますと人件費というのが存在しておりません。 しかしながら、同資料内には雇用人数8人と明記がされております。その内容等についてお伺いを させていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの施設になりますが、この後説明させていただきますいわふねフルーツパークセンターと、こちら岩舟の観光農園をやっておりますいわふねフルーツパークの中に隣接して所在する2つの施設となっておりますが、この2つについては一体的な管理運営が効果的ということで、指定管理につきましても2施設を一緒に出しているような形になります。職員のほうにつきましても、2つの施設を観光農園いわふねが今現在指定管理として受けておりますが、そちらの職員が兼務をしているというような形になっておりまして、予算計上上は、この後の話になりますが、いわふねフルーツパークセンターのほうの人件費の計上に全額を上げているというふうな形になっております。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) それは若干違うのではないかなと思います。別個で指定管理を取っているわけです。これがこの後に出てくるフルーツパークセンターと一体として指定管理を取るのであれば

理解はいたしますけれども、今回は別個で出ている。しかも一応統括責任者を置くということになっていれば、統括責任者もフルーツパークと兼務というのもいささかちょっとおかしいのではないかと思います。なおかつ、恐らくシルバー人材センターとかも活用されていますよね。委託欄の明細がないので分かりませんが、管理運営体制の中でシルバー人材センターへの委託から、自社でアルバイト職員を雇用し、密着した管理体制を築いていくというふうに明記されております。ということは、その自社で雇うアルバイトも全てフルーツパークセンターの人件費に含まれているという解釈は、ではそのうちの何割が、ちょっと言いづらいので、こなら館と言いますけれども、こなら館に充てられているのかぐらいの資料添付がなかったら、こんなもの審議しろといったってどうやってするのですか。何時から何時まで誰々があそこへ行って働いているという明細が出ないものについて、我々にこれを審議しろということ自体がまず間違っていると思いませんか。

- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) 今、委員さんのおっしゃっていることでございますが、この2施設につきましては、こちら公募外の指定という形にはなっておりますが、先ほどちょっと説明させていただきました一体的な管理ということで、2施設を一緒の形で指定管理の募集をかけているというようなことになっております。ですので、そういった形で片側に人件費を寄せているというような形にはなっておりますが、委員おっしゃるとおり、それぞれの統括責任者が必要だという部分、あとはどれぐらいの割合でやっているかという部分につきましてはお示ししている資料には載ってはございませんが、人件費の割合というのですか、両方兼務しているのですけれども、こうした割合でというような形では資料は出していただいて、今ちょっと手元にはないですけれども、そんな形での把握をしているところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) この話をこれ以上ここで課長にお伺いしても、課長がお決めになったわけでもないでしょうし、ずっとこれが慣例で来ているということが事実だと思います。ただ、やはり説明するときにきちんとした説明ができない。例えば我々が市民から聞かれたときに、こうなっているのだよというような説明ができるような資料にしていただきたい。例えば確かにフルーツパークとこなら館、すぐ近くですよ。それで兼務しているというのは分かりますが、では急遽こなら館にお訪ねした人が、この施設を借りたいといったときに、そうすると事務所には誰もいないということになったときに、誰が困ります。訪れた市民の方が困るわけです。市民の方は、ではフルーツパークセンターに行って、そっちで聞けばいいのだなと分かりませんから、今日休みなのかと思ってお帰りになられてしまう。地元の知っている方は分かるのでしょうけれども、ホームページ等にもそういったことが明記されているわけでもないのであれば、ぜひそういった面も考慮していただきたい。その点について、課長、今後の改善についてある程度の、ある程度では困るのですけれども、

尽力いただけるということで期待してもよろしいでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 丸山農業振興課長。
- ○農業振興課長(丸山 浩君) 委員のおっしゃるとおりでございます。私どものほうでも人件費の割合等は確認させていただいておりますので、予算の組み方も含め、予算というか収支ですね、指定管理の収支の載せ方を含め、皆さんに明確に分かるような形での記載等については考えていきたいと思っております。

それと、話はあれですけれども、こなら館の受付といいますか、そちらの話になりますが、実はこなら館には岩舟の観光協会が入っておりまして、基本こなら館のほうに法人の事務所がありますので、そちらに人はおりますが、入り口近くに観光協会がありまして、そちらのほうでも業務のお願いというか、双方で、観光農園いわふねのほうでも観光のほうのお話はしますし、観光協会の事務局のほうでもその辺の案内はできるような形では行っております。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) ご迷惑かからないように落とそうと思ったら、何か問題がまた出てきてしまいましたね。それを民間ではずぶずぶと言うのですよ。あっちもこっちも手を広げていながら責任の明確性がいまいち根拠が足りないと。そのせいかどうか、これ答弁要りませんけれども、この岩舟農村環境改善センターもいわふねフルーツパークセンターも、これ両方とも3年間同一金額で申請が出ているのですよ。見事なまでに一緒です。確かに公募外で、多分通るでしょう。私も賛成しますけれども、しますけれども、この申請書はちょっと投げやりというか、公募外だからって、出せばいいというものではないと思うのです。きちんと将来性を見越した上で、本来の正確な金額が記入していただけるような、真摯な申請書提出を指導していただけるように心より要望させていただきます。要望ですから答弁は結構です。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了したいと思います。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第11、議案第121号 指定管理者の指定について(栃木市いわ ふねフルーツパークセンター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長(丸山 浩君) 引き続きよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第121号 指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書は62ページ、議案説明書は102ページになります。

初めに、議案説明書102ページを御覧ください。提案理由でありますが、栃木市いわふねフルーツパークセンターの指定管理者に株式会社観光農園いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文の説明は、省略をさせていただきます。

次に、議案書62ページをお開きください。本件は、栃木市いわふねフルーツパークセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めものでございます。

内容といたしましては、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、栃木市いわふねフルーツパークセンターでございます。2、指定管理者に指定する団体、所在地、栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者は代表取締役、大栗崇司でございます。3の指定期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いします。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 省略の声がありますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部は退席して結構です。

[執行部退席]

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第12、議案第122号 指定管理者の指定について(栃木市出流 ふれあいの森)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

安彦農林整備課長。

○農林整備課長(安彦利英君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第 122号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案書は63ページ、議案説明書は 103ページでございます。

初めに、議案説明書の103ページをお開きください。提案理由でありますが、栃木市出流ふれあいの森の指定管理者にみかも森林組合を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の63ページを御覧ください。こちらは、指定管理者の概要であります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市出流ふれあいの森であります。2の指定管理者に指定する団体は、佐野市戸室町685番地1、みかも森林組合、代表理事組合長、吉澤浅一であります。3の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたしたいと思います。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) 今回提出されました出流ふれあいの森、みかも森林組合さんがおやりになられる。ほかに代わる業者がいないというのも大体事実のところなのですけれども、本年度の当初予

算のほうが733万7,000円、翻って来年度からの申請書類に記載されている予算が858万4,000円ということで、147万円ほど増額をされております。率にすると、本年度からしますと約20%増というところでございますが、この20%増えたという大まかな理由について、所管課の見解をお伺いしたいと思います。

- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) お答えします。

事業費のアップでございますが、主に人件費がございます。最低賃金のアップということでございます。あと燃料費、物価高騰のあおりを受けまして燃料費等がございます。あとその他施設ですので、施設の点検等がございます。それを外注する場合にやはり全部同じくそれぞれがアップしているという、そういうものが理由でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 世の中の物価高騰を考えますと、致し方ない話だなと理解をさせていただきます。ただ、1つだけちょっと私、何でだろうなと思ったものがありまして、それについてお尋ねしたいのですが、令和6年、令和7年、令和8年となりますと、2年目に値段が下がって、3年目には一番高くなっていると。先行きどのように捉えてこういった結果になっていらっしゃったのか、所管課としてどう捉えていらっしゃるでしょう。
- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) 先ほど申しましたとおり、人件費、最低賃金のアップというのがございます。あと燃料費もアップしているものがある。その中にも定期的に点検するものが何年か、3年とか4年とかに定期的に浄化槽とかいろいろ点検するものがあって、それがあるものないもの等で微妙に値段が上がったり下がったりしているというふうな、そういう状況だと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) そうしますと、その年、年度年度に点検等を行われるもののタイミング的な ものによる金額の違いというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

では、それをお伺いして、さらにお伺いしますけれども、自主事業として売店、おいしいそば屋 さんとかやられているわけなのですが、この食堂自体も仕入れが60万円、2年目が55万円、3年目 が58万円と同じように変動しております。この変動というのが食堂でもそういったことが起こり得 るのかなと。自主事業でございますので、詳しくはみかもさんでないと分からないところはあると 思うのですが、この自主事業のそういった金額の変動というのは、実際起こるということは所管課 としても把握はしていらっしゃるのですね。

- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) 正直申しまして、ちょっと細かい部分はちょっと把握していない部分がございますが、想像するところに、コロナの前のときには、毎日そば屋さん、うどん屋さんを

営業しておりました。令和2年から、今もそうなのですけれども、週土曜日、日曜日、いわゆる休日ですね、土日の営業ということになりまして、やはりそのときの季節とかいろんな、紅葉の時期とか、そういうのでお客さんがどっと来るときと来ないとき、あとそばまつりなんかが自主事業として地域の出流観光会の方といろいろやっておりますので、そういうところで細かい差が出てきているのかなというふうな形で思います。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) これは要望になるのですけれども、指定管理をされていて、その自主事業というのが人集めというか活性化にもつながる部分が多々あるわけです。特にその地域においては、そこにタイアップした地域行事ですとか、そういったものが行われる可能性が非常に高い。私からすれば、自主事業について毎年少しずつのアップで結構でございますので、自主事業が伸びていくような企画をぜひ行っていただきたいと要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 省略の声がありますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午後 零時08分)

○委員長(針谷育造君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時10分)

- ◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○委員長(針谷育造君) 次に、日程第13、議案第125号 指定管理者の指定について(栃木市図書館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

黒川生涯学習課長。

○生涯学習課長(黒川幸咲君) どうぞよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました 議案第125号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は67ページ、議案説明書は 106ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の106ページをお開き願います。 議案第125号 指定管理者の指定についてであります。提案理由でございますが、栃木市栃木図書館、栃木市大平図書館、栃木市藤岡図書館、栃木市都賀図書館、栃木市図書館西方館及び栃木市図書館岩舟館の指定管理者に山本有三記念会=ヴィアックス共同事業体を指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文は、省略させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の67ページをお開きください。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木図書館、栃木市大平図書館、栃木市藤岡図書館、栃木市都賀図書館、栃木市図書館西方館及び栃木市図書館岩舟館であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が栃木市万町5番3号、名称、山本有三記念会=ヴィアックス共同事業体、代表者は特定非営利活動法人山本有三記念会、会長、大塚幸一でございます。3の指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間であります。

なお、申請団体数につきましては2団体でありました。募集要項において定めた指定管理料の上限額は11億7,910万円であり、仮基本協定に基づく総額は11億7,904万円であります。年度額でありますが、令和6年度は2億3,454万円、令和7年度は2億3,510万円、令和8年度は2億3,570万円、令和9年度は2億3,644万円、令和10年度は2億3,726万円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) 午前中に引き続きよろしくお願いしたいと思います。今回は公募外ではなく、 公募での指定管理ということでございますけれども、山本有三記念会とヴィアックスさんのほうで の共同事業体ということでございましたけれども、すみません、ちょっと私の記憶も不確かなもの で、このお二つが共同事業体をいつから、どのような理由でお組みになられたのか、もし分かれば お伺いしたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。

○生涯学習課長(黒川幸咲君) お答え申し上げます。

山本有三記念会とヴィアックス共同事業体が初めて指定管理になられたのは、平成31年度、5年前からであります。その前は、山本有三記念会とTRC、図書館流通センターのほうで図書館の指定管理をやっておりましたが、5年前から山本有三記念会と株式会社ヴィアックスのほうで指定管理を一緒にやられているということになります。

ヴィアックスと山本有三記念会が一緒になった理由というのは、詳しくは分かりませんが、恐らく山本有三記念会のほうからヴィアックスさんのほうにお声をかけて共同事業体でやりませんかというようなお話があったのかなというふうには察するところでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 平成31年からということで、今回がそうしますと2回目の指定管理になるのだろうと思います。実はこの指定管理の議案が9月22日の教育委員会定例会のほうでも議案として出ております。次の審議を控えております文化会館と同じ議案としてのっておりましたが、このときも秘密会だったのですね。当然ながら、午前中、金井次長にもお尋ねしましたけれども、秘密会ということは、我々にとって教育委員の参考意見が聞くことができないと。名称がこれから決まるから差し控えたという北中学校のときとは違って、今回は利権が絡む話になるので秘密会にしたのかなと、そういうふうに感じたのですが、秘密会にした理由というのはどのようにお考えだったのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 金井教育次長。
- ○教育次長(金井武彦君) こちらにつきましては、当然議会への議案提出を控える中、議員さん方にご説明する前に公表されてしまうことは、時期としては尚早かなという判断の下、秘密会とさせていただいたところでございます。ただ、先ほどの午前中の案件も同じでございますが、こうして議会に今回ご提案させていただいて公になったというふうなことになりますので、今後は、その段階では時期尚早ということで非公開扱いさせていただきましたが、ある一定の時点からは公開することが可能というふうな判断にもなろうかと思いますので、教育委員会内でその辺は協議をし、公開できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 公開については、過去の秘密会についてもいまだに公開にはなっていないような感じがいたしますので、あえて聞きませんが、ぜひ早めの公表をお願いしたいと思いますが、その秘密会において、各委員からこの案件についてどのような意見が出たかということについてはお教えいただけるのでしょうか。もしお教えいただけるようでしたら、ざっくりで結構でございますので、ご教示いただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 金井教育次長。

○教育次長(金井武彦君) 私も手元にそのときの記録が今ないものですから、私の記憶の中でご答 弁させていただければというふうに思いますが、やはり教育委員さん方からは、図書館業務という ことでサービスを提供する上では地域と密着、連携したような取組を進められたいというふうなこ とでご意見をいただいたかと記憶してございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 教育委員会の意見でございますので、そんなにとがった意見は恐らく出ない のだろうと思いますけれども、確かに市内の図書館をご利用される方は地元の方々が非常に多いと いうふうに感じておりますので、なるほどごもっともなご意見でございます。

続けて質問させていただいてよろしいでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) どうぞ。
- ○委員(広瀬義明君) それでは、山本有三記念会とヴィアックス、この2つが共同事業体ということでございますが、この2つの共同事業体から図書館運営に当たって拠出をしている人員、これの数字というのは分かりますでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) 全部で53名でありまして、ヴィアックスのほうの所属が38名でありまして、山本有三記念会の所属が13名で……ちょっとお待ちください。山本有三記念会のほうが15名でございます。合わせて53名になると思います。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) ありがとうございます。山本有三記念会、これは非営利団体でございます。 そこでホームページをやっているのです。そこでそれを掘っていきますと、栃木図書館運営収益と いうことで載っております。そこに職員数が52名というふうになっているわけでございますが、そ うしますと実際に勤務されている方は15名と、そういった認識でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) 図書館の運営を行っているのが53名ということで、山本有三記念会のほうは、山本有三記念会としての組織の中に理事さんとか、そういう方が何名もいらっしゃいますので、それとはまた別、図書館の運営と、また山本有三記念会のほうの組織とはまた別ということでご理解いただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) それは承知しております。ただ、山本有三記念会の収支報告の中で、図書館 運営収益4,752万円、職員数52名というふうに記載がされております。これが全職員の53名とニア リーイコールということであれば私も了解をいたしますが、その辺についてが非常に分かりづらい。 加えて言いますと、山本有三記念会のほうでは、運営専務で1名、経理担当者で1名、巡回、そし

て配達ということで2名と運営体制を出しているというのが資料のほうにも載っております。山本有三記念会のほうにも4,500万円を超える多額の拠出がある以上は、その人員数等についてはきちんとした区分けをなされてしかるべきだと思うのですが、その辺の把握はいかがでしょう。

- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) 申し訳ございません。私どものほうでは、そこまでは詳しく把握していない状況であります。すみません。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 仮に4,752万円の運営収益の、それが職員数15名で割っただけでも、これは300万円に上るわけです。それがもし仮にですよ、ヴィアックスさんのほうでも53名ということでホームページ等では載っております。では、どこかが重複しているのかと。知らない方からすると、おかしいではないかということになりかねないのです。そうした不安を一蹴するためにも、きちんとした人数割構成を出していただきませんと、どのように金が流れているのかが分からない。司書さんですとか、そういったことで関わっていらっしゃる方々の年収がざっくり1人300万円というのが高いのか安いのか。恐らくヴィアックスさんのほうの職員さん、そんなにもらっていないはずです。となると、共同事業体でありながら不公平感が出るのはいかがなものかという推測も出てくるわけでございます。担当所管がそういったところをきちんと把握されることがまず最重要かと考えますが、その把握についてどのような現状になっていらっしゃるのか、もう一度ご答弁を願います。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) 先ほど申し上げました山本有三記念会15名につきましては、図書館 の業務をやっている方が15名ということで、恐らくヴィアックスさんのほうの53名、山本有三記念 会52名というふうにホームページに載っているのは、それぞれの会社が全体で52名、53名ということでホームページに載せているのかなというふうには考えます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) あとは、ヴィアックスさんのほうでは、きちんとした求人広告を出していまして、図書館を検索しますと、求人先はヴィアックスさんになっているのです。そのヴィアックスさんの場所というのが東京都文京区ということで、なぜそこで、では山本有三記念会のほうでもそういった人員を募集されていないのか。そういったものがどこを探してもない。時折出しているのかもしれませんけれども、そこで待遇等についての整合性というのは取れているかどうかということが邪推をされてしまうわけでございますが、その辺の監督等については問題なく行われているということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) ヴィアックスのほうにつきましては、人材派遣系の業者でありまし

て、図書館の業務を行う職員の募集をかけるのがヴィアックスということで、山本有三記念会とヴィアックスとの業務の役割分担ということでお聞きしております。山本有三記念会のほうといたしましては、図書館の運営とか窓口業務とか、または外部によるサービスの提供とか事業の企画とかを行っているということでお聞きしておりますが、山本有三記念会のほうでも人材の募集ということで、ハローワークのほうにも人材を募集で申請をしているというのはお聞きしているところでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) お聞きしているというか、そういった細部にわたるまでぜひ担当所管のほうに随時届出があり、指導を受けながら進めていっていただきませんと、5年間で11億円を超える巨大な指定管理でございます。市民の方に我々も説明がつかない、そういった部分も当然ながらあるわけでございますが。ヴィアックスさんと山本有三記念会での、言い方は悪いですけれども、分配、管理費の分配というのは、この比率が人数から照らし合わせますと、若干ずれがあるかと思います。例えば人件費以外にかかっているものについては、全部ヴィアックスさんのほうで支出をしているというような解釈でよろしいのでしょうか、それとも何かしらもともとの取決めによって分配率がなされているというような話になっていらっしゃるのでしょうか。もし所管として把握されている部分があればお伺いしたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 黒川生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(黒川幸咲君) ヴィアックスさんのほうで職員の人件費の給与の管理とか、そういうのをやっているというふうにはお聞きしております。また、山本有三記念会は現場、図書館6館で管理運営しているわけですので、その中で修繕とか図書、資料、本を買ったりとか、そういう部分の支出の分担はしているということで聞いております。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) あまりこれ以上は申し上げませんけれども、聞いているということではなく、こういうことで全部決まって行っているという形で所管のほうに全部管理を、指定管理にしている以上はある程度任せているというのは分かるのですが、もしそういったお問合せがあった際には、きちんとした明言ができるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。これは要望で結構でございます。
- ○委員長(針谷育造君) そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部は退席して結構でございます。

[執行部退席]

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第14、議案第126号 指定管理者の指定について(栃木市文化 会館)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部文化課長。

○文化課長(奈良部 満君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第126号 指定管理者の指定について(栃木市文化会館)、このことについてご説明いたします。議案書は69ページ、議案説明書は107ページでございます。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。議案説明書の107ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市栃木文化会館、栃木市大平文化会館、栃木市藤岡文化会館及び栃木市岩舟文化会館(愛称コスモスホール)の指定管理者に株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文は、議案第108号と同じでございます。

次に、議案書の69ページを御覧ください。まず、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木文化会館、栃木市大平文化会館、栃木市藤岡文化会館及び栃木市岩舟文化会館(愛称コスモスホール)の4館でございます。次に、2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地は東京都千代田区神田小川町一丁目2番地、名称は株式会社ケイミックスパブリックビジネス、代表者は代表取締役、橋本鉄司でございます。次に、3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

なお、申請団体数につきましては 1 団体でございました。募集要項において定めた指定管理料 5 年間分の上限額は 6 億2, 723万5, 000円であり、仮協定に基づく 5 年間の指定管理料総額もそれと同額でございます。年度額でございますが、令和 6 年度と 7 年度は 1 億4, 416万4, 000円、令和 8 年度から10年度までの各年度は 1 億1, 296万9, 000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いします。 広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) この指定管理等についての内容的なものについては、金額等については全く 不服はございません。ただ、1点お伺いしたいのですけれども、資料の中にもございます施設の休館についてということで、令和6年度から2年間は岩舟文化会館が、令和8年度からの3年間については岩下の新生姜ホール、栃木文化会館ですね、これが休館となると。以前我々議会には、長寿命化を図るために改修を行っていきますというご説明は頂戴しましたが、この来年度から岩舟が、そして8年度から栃木が休館となるよという説明は受けていないような気がするのです。皆さん、聞いています。聞いていないですよね。大丈夫です。事務局で確認済みです。受けておりません。我々議会に説明がないまま、この指定管理を募集するというのは、悪く言えば議会軽視、よく言えば知っているものとばかり思われていたと。ただ、そういった内容については、我々審議する側の人間にも前情報としてきちんとご連絡をいただきたかったなと思うところでございますが、これは奈良部課長に聞いても、多分課長も寝耳に水の話なのかなとも思います。次長に聞いても一緒だと思いますが、今後につきましてはきちんとした情報提供をお願いしたいと思いますが、一応お返事だけいただけますか。
- ○委員長(針谷育造君) 奈良部文化課長。
- ○文化課長(奈良部 満君) 本当に大変失礼いたしました。これまでの議員研究会などでの、例えば文化会館の劣化状況調査などですとか、昨年度策定いたしました文化会館のロードマップですとか、その中で私ども岩舟の休館、そして栃木の休館については何かご説明した気になってしまったと。本当にそんなところでございまして、これはもうおわび申し上げるしかないのですけれども、今ご指摘いただきましたとおり、岩舟については2年間の休館、栃木については3年間の休館ということで進めさせていただきたいと思っております。このたびは大変失礼いたしました。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。 雨宮委員。
- ○委員(雨宮茂樹君) これは要望なのですけれども、各所から収支計画書等が出ており、ここだけではないのですけれども、各所出ておる中で、人件費等について、給与で一括で全部出ているところもあれば、こういう文化会館のように基本給があって諸手当があって、福利厚生費が出ているというような、細かく出ているところもあるということで、各施設によっての書き方があるのだとは思うのですけれども、これをできれば統一をしていただいたほうがいいのかなというふうに思いま

したので、これは要望です。よろしくお願いします。

○委員長(針谷育造君) 大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) では、要望については実現方お願いしたいと思います。 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎発言の申出

○委員長(針谷育造君) 発言の申出がありましたので、執行部より発言の申出を許可いたしたいと 思います。

佐山商工振興課長。

○商工振興課長(佐山祥一君) 議案第114号、栃木市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定 につきまして、広瀬委員よりご質問のありました件につきまして回答いたしたいと思います。

指定管理の始まりました平成18年、公募により行ったわけでございますけれども、指定管理の募集要項によりますと、市内に営業所がある、あるいは県内に営業所があるというような規定はございませんでした。ただし、栃木市建設工事請負業者指名停止基準及び栃木市物品購入等入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者ではないことというふうな規定がございますので、逆に申し上げますと、指名参加願が出ている者といったように解釈できるかと思いますけれども、条件としてはそういうものでございました。

なお、平成18年におきましては、3者の応募がありまして、現在の指定管理者に決まったというような状況でございます。

同じく平成23年、28年と同様にお調べいたしました。平成23年につきましては2者の応募、平成

28年におきましても同様の2者の応募ということで調べてまいりました。

以上、ご報告いたします。

- ○委員長(針谷育造君) それでは次に、茂呂観光振興課長。
- ○観光振興課長(茂呂一則君) 続きまして、午前中、広瀬委員からご質問のありました議案第116号、とちぎ蔵の街観光館の指定管理者の指定についてのご質問でございましたけれども、令和6年からの観光館の3年間の予算規模が下がったということでございますが、こちら栃木市観光協会では3つの施設、とちぎ山車会館、蔵の街観光館、倭町駐車場の指定管理を請け負っております。その中で、蔵の街観光館の指定管理料約160万円程度が減額となっておりますが、そのうちの約100万円につきましては、勤務実績に基づき、観光館の人件費を山車会館の人件費に付け替えたことが要因であります。そのようなことから、山車会館におきましては、その分100万円ほど増額となっております。その他の減額分につきましては、広瀬委員おっしゃるとおり、企業努力による減額でございます。ご回答遅くなり、申し訳ございませんでした。
- ○委員長(針谷育造君) お聞き取りのとおりであります。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎議案第89号(所管関係部分)の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) それでは次に、日程第15、議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算(第6号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。 國府学校施設課長。

○学校施設課長(國府泰浩君) ただいまご上程いただきました議案第89号 令和5年度栃木市一般 会計補正予算(第6号)のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出のほうからご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の76、77ページをお開きください。初めに、6款1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は1,286万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職に変更が生じたことによる差額分及び給与改定に伴う変動分などを精査し、補正するものでございます。

次の会計年度任用職員人件費(農業委員会事務局)の補正につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は2,944万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。初めに、防災重点農業用ため池整備事業委託費につきましては、県から追加採択を受けた岩舟町鷲巣地内の鷲巣溜(中)及び岩舟町三谷地内の岩の入溜(上)の防災重点農業用ため池2か所で実施します防災工事に係る実施計画策定業務委託料について増額するものでございます。

次の県単独農業農村整備事業費につきましては、県から追加採択を受けた都賀町土地改良区内の 揚水機改修工事1か所に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金につきましては、繁桂寺谷津水利組合内の農事用ポンプ交換取付 工事ほか1か所に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、大平町富田地内の猿渕川及び都賀町木地内の荒川における排水路浚渫工事費を増額するものであります。

恐れ入りますが、予算書78、79ページをお開きください。続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は2,107万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、ナラ枯れの被害対策として必要な委託料及び森林所有者が伐倒駆除を行うのに必要な補助金を増額するものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の80、81ページをお開きください。7款1項4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は112万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。観光施設管理事業費につきましては、岩船山中腹にあるあずまやの銅板屋根が盗難被害に遭い、修理工事が必要なことから、維持補修費を増額するものであります。

恐れ入りますが、予算書の94、95ページをお開きください。10款1項2目事務局費につきましてご説明いたします。補正額は775万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から2項目め、会計年度任用職員共済費の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、会計年度任用職員の任用に伴う共済費を精査し、補正するものであります。以下、会計年度任用職員共済費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、補正予算96、97ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は2,089万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から4項目めになります。家中小学校教育支援事業費につきましては、義務教育施設整備基金を活用し、需用費及び備品購入費を増額するものであります。これにつきましては、昨年度いただいた学校施設費寄附金の一部を基金に積み立てていたものでありまして、寄附者が家中小学校と都賀中学校の事業に寄附したいとの意向を基に協議した結果、家中小学校で必要な消耗品や備品を購入することとなったものであります。

次の小学校活動継続整備事業費(栃木中央小学校)から99ページの小学校活動継続整備事業費(小野寺小学校)までの事業につきましては、小学校において感染症の影響を最小限に抑えつつ、教育

活動を継続できる環境を維持するため、教室などにおける効果的な換気対策を実施するための備品 購入費でございます。

続きまして、補正予算書100、101ページをお開きください。 3 項1 目学校管理費につきましてご 説明いたします。補正額は1,200万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から 4 項目め、都賀中学校教育支援事業費につきましては、先ほどの家中小と同様に、義務教育施設整 備基金を活用し、工事請負費を増額するものであります。これは、昨年度いただいた学校施設寄附 金の一部を基金に積み立てていたものでありまして、寄附者が家中小と都賀中学校の事業に寄与し たいという意向を基に協議した結果、都賀中学校の校舎に網戸を設置することになったものでござ います。

次の中学校活動継続整備事業費(栃木東中学校)から中学校活動継続整備事業費(岩舟中学校) までの事業につきましては、中学校において感染症の影響を最小限に抑えつつ、教育活動を継続で きる環境を維持するため、教室等における効果的な換気対策を実施するための備品購入費でござい ます。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の40、41ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は895万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校費補助金につきましてご説明いたします。学校保健特別対策事業費補助金(保健給食課)につきましては、小学校が感染症の影響を最小限に抑えつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するための事業費に対する補助金の増額であります。

次の中学校費補助金につきましてご説明いたします。学校保健特別対策事業費補助金(保健給食課)につきましては、中学校が感染症の影響を最小限に抑えつつ、学校教育活動を継続できる環境 を維持するための事業費に対する補助金の増額であります。

次に、42、43ページを御覧ください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,234万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農業費補助金につきましては、1,180万5,000円の増額であります。1項目め、土地改良事業費補助金につきましては、都賀地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県補助金の増額であります。

2項目め、農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、岩舟町鷲巣地内の鷲巣溜(中)及び岩舟町三谷地内の岩の入溜(上)の防災重点農業用ため池の実施計画策定業務に対する県補助金の増額であります。

続きまして、44、45ページをお開きください。2節林業費補助金につきましては、1,053万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきまして

は、ナラ枯れの被害対策として必要な委託料及び森林所有者が伐倒駆除を行うのに必要な費用に対する県補助金の増額であります。

次の19款2項10目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は197万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。義務教育施設整備基金繰入金につきましては、家中小学校教育支援事業費及び都賀中学校教育支援事業費の増額に伴い、基金からの繰入金を増額するものであります。

次に、46、47ページをお開きください。19款2項23目森林環境譲与税基金繰入金につきましてご 説明いたします。補正額は1,053万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環 境譲与税基金繰入金につきましては、県単独補助によるナラ枯れ被害緊急対策事業費に対する基金 からの繰入金であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。補正予算書の9ページをお開きください。 第3表、債務負担行為補正(追加)の一番下の項目、勤労者総合福祉センター管理運営委託(指定 管理者制度)につきましては、指定管理期間が令和5年度で終了し、制度導入の効果が確認できた ことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するもの であります。

続きまして、10ページをお開きください。1項目め、いわふねフルーツパークセンター管理運営委託(指定管理者制度)から下に4項目め、出流ふれあいの森管理運営委託(指定管理者制度)につきましては、いずれも指定管理期間が令和5年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の5項目め、プラッツおおひらLED照明賃貸借につきましては、施設内の照明をリース方式にてLED化するため、リース期間と限度額を設定するものであります。

次の6項目め、観光情報物産館管理運営委託(指定管理者制度)から9項目め、倭町駐車場管理 運営委託(指定管理者制度)、さらに飛びまして、表の下から3項目め、図書館管理運営委託(指 定管理者制度)、さらに1つ下の文化会館管理運営委託(指定管理者制度)につきましては、いず れも指定管理期間が令和5年度で終了し、制度導入の効果が確認ができたことから、引き続き指定 管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の美術館企画展開催業務委託につきましては、令和6年4月に企画展を開催するため、今年度 内に契約手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。 4表、債務負担行為補正(変更)、学校給食配送業務 民間委託(西方小コース)につきましては、人件費や燃料費など当初見込みよりも大幅に増加した ことから、限度額を増額するものであります。 次の学校給食配送業務民間委託(寺尾小コース)につきましては、今年度中に契約手続を行う必要がありますが、令和8年度に皆川中学校、吹上中学校、寺尾中学校が合併することに伴い、寺尾小学校給食共同調理場が廃止になることから、期間を令和7年度までとし、限度額を減額するものであります。

次のとちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましては、補償内容の見直しを行い、 保険料が当初見込みよりも大幅に増加したことから、限度額を増額するものであります。

次の美術館受付・展示監視等業務委託につきましては、最低賃金の引上げや物価高騰により人件 費、諸経費が大幅に増加するため、現在の上限額では予算不足となること、当初は1年契約を見込 んでいましたが、効率的で安定した美術館の運営を図るため、複数年契約とすることから限度額を 増額するものであります。

以上で所管関係部分の債務負担行為の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお 願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2時03分)

○委員長(針谷育造君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○委員長(針谷育造君) お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと 思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

関口委員。

- ○委員(関口孫一郎君) ページ数で76、77、農地費をお願いいたします。一番下の市単独の農業農村整備事業費1,674万2,000円なのですが、先ほどの説明で、大平の猿渕川と都賀地域だという説明がございました。この中身についてご説明をお願いいたします。
- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) お答えします。

市単独農業農村整備事業費、排水路浚渫工事費は2か所ございます。繰り返しますが、大平の猿

渕川浚渫工事、延長が530メートルになります。場所的にいいますと、西山田のぶどう団地の南側、 県道栃木藤岡線との間の山側から県道に向かっての排水路になります。530メートルです。

もう一か所が都賀町の木の荒川のほうになります。こちらが延長が1,073メートルになります。 金額が、今の都賀が734万8,000円です。もう一度戻りまして申し訳ございません。猿渕川のほうが 939万4,000円になります。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 合わせて1,600メートルぐらいの浚渫工事だということなのですが、これ 当初予算の中では、排水路浚渫工事費が150万円しか組んでいなかったと思うのです。それに対し て1,600万円と10倍の補正なのですが、なぜ当初予算で組めなかったのか。災害等あるいは大雨等 で排水路が埋まったよということであれば分かるのですけれども、当初の10倍規模の補正を組むと いうことは、もう既にその工事をするということは当初で分かっていなかったのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) お答えします。

こちらの2つにつきましては、災害のときもそうですけれども、通常、毎年毎年蓄積されたもので浚渫の必要が生じたということでございます。大平の猿渕川については、大平西部土地改良区から要望があって実施するものです。荒川については、浚渫工事は市の管理になりますので、市のほうで実施するということなのですが、当初予算の要求のときにはちょっとここまでは気づかなかったというか、間に合わなかったというのが正直なところでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 気づかなかったということなのですけれども、当初予算の10倍になるよう な補正を組むということは、できればなくしていただきたい。そういうことであれば、しっかりと、 猿渕川なんかは去年も多分工事やったかなと思うのです。ですから、もうそういった工事であれば 当初から、当初予算で入れていただきたいなと思います。これは要望でございます。

あともう一点よろしいですか。

- ○委員長(針谷育造君) どうぞ。
- ○委員(関口孫一郎君) 続けて行います。ページ数96、97、教育費の中の学校管理費、私もちょっとこの辺分からなかったのですけれども。学校図書館事務員報酬、会計年度任用職員の部分なのですが、ここに小学校 I 種、小学校 II 種とあります。私も本当に認識不足で申し訳ないのですが、この I 種と II 種の違いについて説明をお願いいたします。
- ○委員長(針谷育造君) 堀江参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(堀江真哉君) お答えいたします。

学校図書館事務員の I 種、Ⅱ種につきましては、まず勤務時間が異なります。 I 種のほうが 7 時

間30分、II種のほうが 6 時間となっております。それぞれの個人の勤務の希望もありますので、採用の際にその希望を聞いて試験を受けていただいております。 I 種のほうは司書とか司書教諭等の資格をお持ちの方を多く採用しております。それから、I 種のほうは各エリアでリーダー的な役割をしていただきまして、研修会等の企画等を行っていただいております。また、学校図書館事務研究会という組織の役員を I 種の方にはお願いしております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 了解をいたしました。勤務時間で違って、また司書の資格があるなしとか、 そういった区分けがあるというのは初めて知ったのですけれども、ありがとうございました。
- ○委員長(針谷育造君) ほかに。 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) これはお聞きするというよりは、まず確認という意味合いも込めてちょっとお何いしたいのですが、今回、今日の所管の皆様方のところの職員人件費、これは総務人事課でございますが、会計年度任用職員等については、皆さん所管であるかと思います。今回の人事院勧告等に従いまして、もしくは人事異動等に従いまして変更が出ているかと思いますが、款、項、目、節までは理解ができるのですが、その次の細節等におきまして、計算に整合性がどう見ても見つからない。これは各所管の皆さん、ここに記載されている計算式で、今全員に説明してくれといって説明できるのでしょうか。誰にということもあれですから、手元で76、77ページで開いていますので、一番先に農業委員会事務局とありますので、農業委員会局長のほうからお答えいただければと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 石川農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(石川徳和君) お答えいたします。

農業委員会事務局のほうでは、農業委員会の予算で1名の会計年度任用職員を採用しております。 今回の補正額につきましては、時給、こちらが上がったということでの、まず金額が13万円、それ と期末手当の率、こちらも0.05か月上がったということで3万4,000円、合わせて16万4,000円の補 正ということになっております。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今回の一番最初の農業委員会事務局のやつは、まだ非常に分かりやすいのです。ただ、これを我々が見て計算しようとすると、今言ったご説明が全部ないとできない。多分ほかの所管には頼むから振らないでくれと思っている方もたくさんいらっしゃると思います。総務人事課でなければ分からないことを所管の方々にお尋ねするのはできませんので、今回はいたしませんけれざも、もうちょっと分かりやすい説明内容をここに記載できるように、ぜひ皆さんご留意い

ただければと。これは要望でお願いしたいと思います。

委員長、続けてよろしいでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) どうぞ。
- ○委員(広瀬義明君) 78、79ページ、6款2項ナラ枯れ緊急対策事業費ということで、今回も2,100万円のっております。まず最初に、これの財源内訳として県支出金が1,053万9,000円、そしてその他で同額ということでなっておりますが、このその他というのは森林環境譲与税積立基金のほうからの補填ということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) そのようなことになります。ナラ枯れ被害につきまして、今回の 2,107万8,000円の補正額ですが、委託料と補助金という形、2本立てになってございます。委託料 については増額が1,760万7,700円、それで事業費的にですね、あと補助金が304万1,000円ということで、財源の内訳は県補助金が、県からが50%、あと市のほうの負担が50%それぞれでございます。 財源が、広瀬委員がおっしゃったとおり、市のほうの負担は森林環境譲与税のほうの繰入金を利用 するという形になります。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) その森林環境譲与税なのですけれども、これは令和元年から国のほうから支給されているものでございまして、令和6年から徴収が始まる森林環境税、1人1,000円の税金、これが令和6年から始まると。その前に5年間、先に国からあげますよという譲与税なのですけれども、この譲与税、元年から始まって1,000万円から3,000万円弱程度の額が毎年積み立てられております。ところが、令和3年からのナラ枯れ被害等に対しまして、この譲与税積立基金のほうからの補填が結構な額ある。今回はまだしも、これからナラ枯れ対策が続くことによって、基金積立てのほうがどんどん減っていくおそれがあるのではないかと私思っております。本来でしたら、森林環境譲与税というのは、確かに森林整備にも補填される部分はあるかもしれませんが、使用目途が本来だったら若干違うはずでございます。このまま支出が続くと、積立基金というのは大丈夫なのか。所管内で把握している限りで結構でございますので、見解をお伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) お答えいたします。

森林環境譲与税ですが、令和元年からスタートいたしまして、今年度が5年目になります。今、 広瀬委員がおっしゃったように、森林環境譲与税につきましては、いわゆる昔、環境税とかと言っ たことがあるぐらい森林の整備が主な目的でございます。法律上もそのようになっています。その ほかに森林整備のほかに促進費、その他促進費ということで、様々なものに使うことができます。 今申しましたとおり、ナラ枯れ被害とか、あと普及関係、あと木工教室とか、あと木材利用、栃木 市では結構木材利用なんかに使っておるところなのですけれども、このナラ枯れ被害は令和2年に初めて確認をされまして、今日の下野新聞さんの1面でも報道されているとおり、約5年ぐらいで、大体ですけれども、5年ぐらいから収束するのではないかということが日本では言われているような状況です。今、栃木市では今年で4,910本ということでかなり増えてきて、ピークかなと我々は認識しておるのですけれども、今後これからちょっと増えることのないように、予防というのはかなり難しいのですけれども、ある程度このナラ枯れには限度額というのをある程度アッパーで決めないといけないなというのは我々も課の中では考えているところでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 積立基金の財源はもつのかというような答弁が欲しかったのですが、課長がおっしゃるとおり、森林環境譲与税、こちらはそれ以上前にパリ協定を受けて、温室効果ガス削減が主なものから始まったと。それについて森林に対する国民理解を深めるために始まったのが本来ですが、だんだん、だんだん何かその使い道が自然と広くなっていっているのが危惧されているところなのですけれども、例えば令和元年が1,000万円程度だったのが徐々に徐々に増えて、来年からは環境税が始まりますので、また変わってくるのだろうと思いますけれども、その森林環境譲与税を使った、全部使っているわけではありませんが、ナラ枯れ被害撲滅のためにやっていただいている中で、例えば令和3年にナラ枯れ被害緊急対策事業費として1,088万3,000円が使われていて、そのうち基金取崩し額が435万3,000円であったと。そこで事業内容として、ナラ枯れ被害の拡大を防止し、森林の機能を守ることができたと。

ところが、翻って、4年にもナラ枯れ被害にこの基金が使われておりまして、そのときの事業費が2,164万5,100円、基金取崩しが887万600円、ここでもナラ枯れの被害を防止し、被害拡大を防止し、森林の機能を守ることができたと。昨年度の決算状況にも載っております。今年もこの文言が載るのでしょうか。つまり、ナラ枯れ被害が全然防がれていない。決算のときもお伺いしましたが、昨年度だけで300本を超えるナラ枯れ被害対策が出ております。その当時、対策をしてもしても追いつかないのが現状で、100本単位で被害が増えていっていると。となると、今年度の当初予算では、僅か820万円だったのです。令和4年度で多くの基金を取り崩しながら2,000万円を超える事業費だったのが、何で本年度予算では800万円しか措置をされていなかったのか。なぜ今になって2,000万円を超える対策事業費が計上されているのか。これだけ栃木県、そしてこの栃木市において大きな被害が発生しているナラ枯れ被害にもっと大規模な対策を講じる必要があるのではないか。決算のときにお尋ねしました。急斜面のところに立っているので結構大変なのですと。当然大変だということは予算がかかるのです。でも、その予算をかけなければ余計被害が拡大していってしまうのであれば、かけざるを得ない。それを陣頭指揮するのは所管の課長です。大きく言えば部長です。もっと強く要望して、来年度当初予算では大規模な予算規模を取れるような努力をしていただきたいと思いますが、お約束いただけますか。

- ○委員長(針谷育造君) 安彦農林整備課長。
- ○農林整備課長(安彦利英君) お答えします。

ちょっと言い訳ぎみになってしまうのですけれども、ナラ枯れ被害、今この4,900本というのは発表されました。県のほうで月曜日に発表されて、今日新聞記事になったわけなのですが、この予算の事業費をはじくときには、まだ今年度の予想というのが全然、どんな感じで進むのかちょっと分からない部分が多々あったものですから、例年どおりということで820万円というちょっと消極的だったかもしれませんが、そういう要望になってしまいました。今、広瀬委員が言われたとおり、これで、今年度で終わるというナラ枯れではございませんので、ちょっと肝に銘じて予算要求の活動等をやっていきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) ありがとうございます。まず、このナラ枯れ被害、伐倒するか、薫蒸駆除をするか、どちらかしか今のところ方法がないということでございますが、素人目に見ても分かる、そういうことは隔離対策ができる方は補助金とか出しているわけではないですか。そういった民間活力と言っていいか分かりませんが、そういった面でももっと周知を広げていただいて、一刻も早い拡大を防ぐ措置を広げていっていただきたいと強く要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「すみません。続けていいですか」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) すみません。一休みしようかと思ったのですが。100、101ページ、都賀中学 校教育支援事業費です。これで120万円というものが出ております。歳入等についてはご説明で了 解をいたしましたが、網戸設置工事費、これはこれから行うのですよね。
- ○委員長(針谷育造君) 國府学校施設課長。
- ○学校施設課長(國府泰浩君) この事業は、これから網戸の設置のほうを行う予定でございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 現在までも網戸は設置されていたのでしょうか。
- ○委員長(針谷育造君) 國府学校施設課長。
- ○学校施設課長(國府泰浩君) 現在も都賀中学校につきましては、今年度網戸のほうを教室とかにはつけております。ただ、それではちょっと足りない部分、廊下側とか、現実ついていない部分も学校としてつけたいという要望がございましたので、それをこの寄附金を使って工事する予定でございます。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) ちなみにお伺いしますが、ほかの小中学校等についても網戸の設置というの

はあるのでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 國府学校施設課長。
- ○学校施設課長(國府泰浩君) 基本的に各学校、数年前とかのもあるのですけれども、コロナの関係で換気対策ということで、基本的に網戸は教室側にはついているのですけれども、廊下側とかついていない学校、そういったところはまだあります。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) これは不確定要素が多いので申し上げづらいのですが、ほかの学校からも都 賀中は全部ついているよという話になりますと、各地域から、私どもの学校もという声も高まることが予想されます。そういったことから考えても、適時対応していただければありがたいなと思います。寄附金があったからあそこだけをやったのだというのは、さすがに教育委員会としては言いづらいところもあるでしょうから、私どもも市民の方から尋ねられれば、要望によってはそういった措置が取られるよというような返答をさせていただこうと思っております。何をいたしましてもうらやましい地域性だというふうに感じるところもありますので、今後ともそういった地域ごとでの使い道の十分広いものがありましたら、各地域、学校ともご相談していただいて、実行していただければと重ねて要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。 小太刀委員。
- ○委員(小太刀孝之君) 今の広瀬委員の質問に関連することになりますけれども、同じ100、101ページで、小学校にも購入費として計上されておりますが、換気対策等器具というのは具体的に何を示すのですか。
- ○委員長(針谷育造君) 飯島保健給食課長。
- ○保健給食課長(飯島 彰君) お答えいたします。

こちら小学校、中学校両方あるわけですが、換気対策等機器購入費ということで、空気清浄機、 それとサーキュレーターとか送風機とか、あとは先ほどお話がありました網戸、こういったものも 対象となっております。

以上でございます。

○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(針谷育造君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。 これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 2時40分)